

平成27年度沖縄県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,188 床
(2) 年 間 患 者 数	1,509,853 人
入 院	709,013
外 来	800,840
病 院	736,743
診 療 所	64,097
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	1,937 人
外 来	3,256
病 院	2,995
診 療 所	261
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
新八重山病院施設整備事業	1,545,450 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	55,574,940 千円	
第1項 医 業 収 益	47,678,507	
第2項 医 業 外 収 益	7,814,404	
第3項 特 別 利 益	82,029	
		支 出
第1款 病 院 事 業 費 用	54,523,142 千円	
第1項 医 業 費 用	53,451,525	
第2項 医 業 外 費 用	832,872	

第3項 特別損失	228,745
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,306,996千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	4,207,944 千円
第1項 企業債	2,484,600
第2項 他会計負担金	1,515,953
第3項 国庫補助金	207,391
支 出	
第1款 資本的支出	6,514,940 千円
第1項 建設改良費	2,766,954
第2項 企業債償還金	3,147,981
第3項 他会計借入金償還金	600,003
第4項 無形固定資産	1
第5項 国庫補助返還金	1

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新八重山病院施設整備事業	平成28年度から 平成29年度まで	9,500,678 千円
中部病院電子カルテ整備	平成28年度	1,328,000 千円
南部医療センター・ こどもセンター ESCO事業	平成28年度から 平成37年度まで	473,503 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 2,484,600千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行

借入時期は、平成27年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により

起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。

4 利率 年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等又は元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 31,519,109千円

（他会計からの補助金）

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,544,237千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,112,182千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1	取得する資産	土地 新県立八重山病院用地	1
2	取得する資産	器械備品 放射線治療装置	1

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志